

令和元年 11 月定例県議会付議案

- 議案第 1 号 令和元年度鳥取県一般会計補正予算（第 3 号）
 議案第 2 号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 3 号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 4 号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算（第 1 号）
 議案第 5 号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 6 号 鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課、県民参画協働課）

個人県民税の寄附金税額控除の対象としている特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対して支出された寄附金の当該寄附金税額控除の指定の期間を令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで（現行 平成 27 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで）に更新するものである。

[令和 2 年 1 月 1 日施行]

議案第 7 号 鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（会計指導課等）

受益と負担の公平の確保を図るため、手数料及び使用料の額の設定、変更又は廃止を行うものである。

（設 定）

区 分	単 位	金 額
鳥取県手数料徴収条例の一部改正		
毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録	1 件につき	27,200 円
毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録の更新	1 件につき	10,200 円
毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録の変更	1 件につき	5,200 円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付	1 件につき	2,400 円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付	1 件につき	4,000 円

（引上げ）

区 分	単 位	金 額		
		現 行	改正後	
鳥取県手数料徴収条例の一部改正				
2 級建築士又は木造建築士の登録	1 件につき	19,300 円	24,400 円	
2 級建築士試験及び木造建築士試験の実施	1 件につき	17,900 円	18,500 円	
鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正				
航空機への乗降に係る施設	出発時	1 時間につき	7,480 円	9,440 円
	到着時	1 時間につき	8,780 円	10,740 円

（廃 止）

区 分
鳥取県手数料徴収条例の一部改正
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請の經由事務
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請の經由事務
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請の經由事務

[令和 2 年 4 月 1 日施行 ほか]

**議案第 8号 工事請負契約（境漁港高度衛生管理型市場整備事業2号上屋新築工事（2工区建築））
の締結について（水産課）**

工 事 名：境漁港高度衛生管理型市場整備事業2号上屋新築工事（2工区建築）
契約の相手方：境漁港高度衛生管理型市場整備事業2号上屋新築工事（2工区）（建築）
平田組・美保テクノス・金田工務店特定建設工事共同企業体
契 約 金 額：1,875,500,000円
工事完成期限：令和4年6月30日

**議案第 9号 工事請負契約（国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（小鴨2号橋）（補助改良））
の締結について（道路建設課）**

工 事 名：国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（小鴨2号橋）（補助改良）
契約の相手方：国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（小鴨2号橋）
日本ピーエス・打吹建設特定建設工事共同企業体
契 約 金 額：752,730,000円
工事完成期限：本契約締結日から476日を経過する日

議案第10号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（病院局総務課）

和解の相手方：鳥取市 個人
和 解 の 要 旨：県は、損害賠償金1,708,163円を和解の相手方に支払う。
医療過誤の概要：令和元年5月23日、鳥取県立中央病院の医師が和解の相手方に対し、子宮筋腫
の治療のための手術を行ったが、筋腫が残存してしまったため、再手術が必要と
なったものである。

議案第11号 当せん金付証票の発売について（財政課）

令和2年度宝くじ発売総額：53億円以内
(令和元年度宝くじ発売議決額：53億円以内)

議案第12号 平成30年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額

（単位：千円）

会計名	歳入	歳出	差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一般会計	351,750,896	345,020,076	6,730,820	2,293,274	4,437,546

特別会計歳入歳出決算額

（単位：千円）

会計名	歳入	歳出	差引
用品調達等集中管理事業特別会計	4,353,146	4,280,617	72,529
公債管理特別会計	73,972,192	73,972,192	0
給与集中管理特別会計	23,321,744	23,321,744	0
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	104,823	91,570	13,253
国民健康保険運営事業特別会計	52,286,462	51,632,154	654,308
天神川流域下水道事業特別会計	1,421,309	1,051,005	370,304
中小企業近代化資金助成事業特別会計	54,054	51,453	2,601
就農支援資金貸付事業特別会計	157,811	26,946	130,865
林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	231,225	54,780	176,445
県営林事業特別会計	104,538	87,724	16,814
県営境港水産施設事業特別会計	259,931	249,536	10,395
沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	370,224	4	370,220
港湾整備事業特別会計	123,923	117,677	6,246
収入証紙特別会計	2,063,249	2,018,788	44,461
県立学校農業実習特別会計	65,764	48,561	17,203
育英奨学事業特別会計	720,831	717,604	3,227

議案第13号 鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例（技術企画課）

公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが産業廃棄物処理施設の設置を計画している米子市淀江町小波地内の土地について、その地下水の流向等を把握するために県が行う地下水、地層及び地質の調査の適正な実施に関し必要な事項を審議するため、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会を設置するものである。

[公布施行]

議案第14号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事企画課）

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、勤勉手当の支給割合の改定等所要の改正を行うものである。

（概要）

①職員の給与に関する条例の一部改正

勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げる。

②任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

任期付研究員及び任期付職員の勤勉手当の支給割合を①に準じて引き上げる。

[公布施行 ほか]

議案第15号 鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（人事企画課）

公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画している産業廃棄物処理施設に関する審査をより適切に行うため、当該施設の設置許可に関する事務を総務部及び県土整備部において行うものである。

[公布施行]

報 告 事 項

報告第 1号 平成30年度鳥取県継続費精算報告書について（財政課）

事業名	年度	精算額（円）
倉吉未来中心大・小ホール整備事業費	28～30年度	396,607,320
高速道路交通警察隊庁舎整備事業費	29～30年度	224,595,720
鳥取西高等学校耐震改修等整備事業費	25～30年度	3,833,985,189
米子東高等学校整備事業費	26～30年度	2,576,159,640

報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例（令和元年10月31日専決）

（住まいまちづくり課）

農地法の一部改正に伴い、設置届について定めた規定中引用する農地法の条項を改めるものである。

[令和元年11月1日施行]

（2）鳥取県税条例等の一部を改正する条例（令和元年11月5日専決）（税務課等）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものである。

（改正する条例）

- ・鳥取県税条例
- ・鳥取県特定非営利活動促進法施行条例
- ・鳥取県手数料徴収条例

[情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行]

（3）鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例（令和元年11月5日専決）

（庶務集中課）

民法の一部改正に伴い、恩給を受ける権利の時効に関する規定中時効に関する用語の整理を行うものである。

[令和2年4月1日施行]

（4）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和元年11月5日専決）（福祉監査指導課）

和解の相手方：甲 米子市 個人
乙 米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金64,168円（県過失8割5分）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：平成31年3月15日、ささえあい福祉局福祉監査指導課の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、側道から山陰道米子西IC出口道路に合流した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和元年11月5日専決)(環境立県推進課)

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 617,324 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年 7 月 1 日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、前方で停止していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和元年11月5日専決)(生産振興課)

和解の相手方：島根県松江市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 81,135 円（県過失 5 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 2 月 20 日、農業試験場の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、交差点を直進する際、前方反対車線から右折してきた和解の相手方が賃貸借契約により借り受けている普通特種自動車（粉粒体運搬車）と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和元年11月5日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 82,696 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年 7 月 16 日、警察本部生活安全部少年課の職員が、公務のため普通乗用自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の普通乗用自動車の後部右側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和元年11月5日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 112,499 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年 8 月 13 日、米子警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、交差点で一旦停止後左折する際、前方の注意を怠ったため、先に発進し左折途中で停止した和解の相手方所有の軽乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

報告第 3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 4件